秋の火災予防運動

じゅうぶんな火の用心を

十一月ごろから火気を多く使用する季節となりますので火災が非常に多くなり、また気象条件も悪いので、ちょっとのまちがいでも、大火になりやすくなります。

このため、十一月二十六日から十二月二日まで、全国的に、秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は恐ろしい火災を予防するために、みんなで注意しあって、わたくしたちの生命、身体、財産を火災から守り、社会公共の福祉の発展をはかることが目的です。

ところで群馬県では、昨年七八四件の火災が発生し、その七二・四%が建物火災で、この焼失面積は、四七、九七三平方メートル、これを一戸五十平方メートル（約十五坪）の住宅に換算しますと、九五六戸が焼失したことになり損害見積額は実に五億三千九百万円余にも達します。

当町でも昨年四件の火災が発生（焼失棟数九棟、り災世帯数三世帯）し、百六十八万円余の損害を出しております。

このように、一瞬のうちに多くの損害を出す火災のおそろしさは、じゅうぶん注意しなければなりません。

これらの出火原因をみると①火あそび、②たばこの火の不始末、③石油コンロ・ストーブなどの不注意によるものが多くなっています。

さて、火災予防は、火気にたえず注意することが必要です。次のことを守って、ことしこそは不幸な火災をださないよう心がけましょう。

○外出の前、寝る前に、もう一度火の始末をたしかめましょう。

○タバタの火は完全にもみ消してから、必ず灰皿へすてましょう。

○山林、あき地、道路などに火のついたタバコをすてないようにしましょう。

○子どもの火遊びは危険です。見つけたらすぐに注意してやめさせましょう。

○こたつには必ず金網のついた完全な目皿をし、こたつの中で手拭い手袋などを乾燥するのは危険です。

○こたつの火が強すぎないか、こたつぶとんは破れていないか、たえず気をつけましょう。

○石油コンロや、石油ストーブは次の注意を

●もえやすいものからはなしておく。

●もえにくい台の上に水平におく。

●火のついたまま石油をいれたり、うごかしたりしない。

●たえずよく掃除して、こぼれた石油はきれいにふいておく

●使用後は、完全に火が消えているか確かめる。

●こわれた器具は使わない。完全に修理して使う

●油に火がついて炎上したときは、消火器で消すこと。水をかけると、いっそう火がひろがります

○電気の無理な使い方は危険です。

●一つのソケットから、三つまたソケットなどを使つてたくさんの配線をすることは危険です。

●ヒューズが切れるのは故障や無理があるからです。原因を除くこと。ヒューズの代わりに針金を使うのは、とんでもないまちがいです。

○バケツに一杯の防火用水と、家庭用消火器を備えましょう。

○煙突、煙道の手入れも忘れてならないことです。煙突、煙道は常に手入れをし、火の粉などのでないように金網を使用いたしましょう。

敬老会行なわる

中央公民館で10月15日

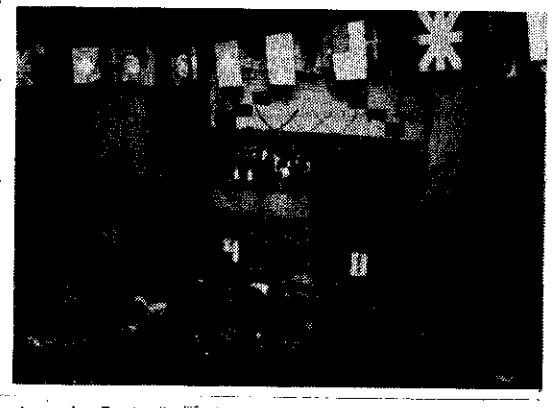

秋晴れの十月十五日、中央公民館に、町内の三七八名のおとしよりを招き、敬老会が行なわれました。町の社会福祉協議会が主催したものです

この会にお招きしたのは七十五才以上のおとしよりですから、公民館に遠い地区にはバスを出してお迎えしたり、送つたりしました。

（上）義太夫をきくおとしより

おとしよりは、私たちの住む町や村を、また、生活をよりよいものにし、私たちみんなが幸福に暮らせる社会をつくるために、努力されてきた人たちです。

ですから、この敬老会には町長や、町議会議長や、町のいろいろな役職につかれている人たちが多数出席して、おとしよりに感謝する言葉や、長寿をお祝いする言葉を、心をこめておくりました。ご昼食はおすしです。そして、しろうと演芸や義太夫、那須のしし舞いなどを見ていただき一日を楽しくすごしてもらいました。

けれども、お気のどくのことに、病気などのために敬老会に出てこられなかつたおとしよりが、たくさんいたようです。この人たちは早く病気をなおし、ことし出てこられた人たちは病気にならないように注意して、来年も、その次の年も、かかさず敬老会に出てきていただきたいものです。

おとしよりのいる家族の方も、おとしよりが少しでもながいきして、楽しい人生がおくれますよう励ましてください。

一中に門柱

宮沢建設が寄贈

第一中学校に写真のようなステキな門柱ができあがりました。

この門柱は、第一中学校などの建設を行なつた、吉井町の宮沢建設が寄贈してくれたものです。

ブロックでつみあげた上をタゾウでしあげたもので幅一メートル、おくゆき八〇センチの大きさです。

写真は贈られた一中の門柱

鳥獣保護区に指定

ことしから轟、秋畑の一部

大字轟および秋畑の一部が鳥獣保護区に指定されました

鳥獣は、ときには農作物を荒しますが、反面小鳥でさえも一年間に十三万匹の虫を食べるといわれ、農作物や森林を害虫などから守るためにはこの鳥獣を適切に保護することが必要です。

このために鳥獣を保護する区域をところどころに設けて「このなかでは鳥やけだものはとつてはいけません」と、法律によつて指定しているわけです。

こんど指定されたのは、轟から梅の木平、来波に至る約六八〇ヘクタールです。

指定期間はことしの十月十五日から十カ年間です。指定区域の周囲には、鳥獣保護区の標識が建てられていますから、この区域内ではいつさいの鳥やけだものを取らないよう、じゅうぶん注意してください。

キジ20羽放す

県が森林保護のため

十月二十三日、秋畑の鳥獣保護区に、キジ二十羽を放しました。（写真右）

これは、森林が病虫害におかされるのをふせぐために、県がオス、メスを十羽ずつ放したものです。

最近は、秋畑地区の山にもキジを見かけることが少なくなつたといわれていますが、県では、こんご十カ年間は、毎年二十羽ずつ放す計画ということなので、どのように効果が表われるか、期待されます。

また、特に狩猟者のみなさんには、保護区での猟はしないようにしてください。

写真は共同駐車場の一部

共同駐車場が完成

城町交通緩和に乗りだす

大字小幡の城町地区に、共同駐車場ができました。

この地域は、道幅がせまいうえに、交通量がたくさんあり、しかもあちこちの商店前に車が駐車しているので、通行のさまたげになつていました。

さきほど交通安全モデル地区に指定されたのを機会に、駐車場をつくる計画がすすめられていたものです。

駐車場は、佐久間商店の前から約五十メートル先の畑地約九〇坪（田村純一郎さん所有）を借用してできたもので十四軒共同の駐車場です。

軽量鉄骨ぐみでトタンで仕切りをしたもので、二棟からなり、一軒あたり約十平方メートルの車庫に分かれ　いま

この駐車場の完成によつてこの地区での通行は、さらに安全なものになることが期待されます。

知つておきたい

―国民年金

国民年金の加入者がいろんな届などの手続きを知らないと、思わぬソンをすることがありますが、そのほかにも、つぎのようなことがありますから、ご注意ください。

二年たつとかけ金はおさめられない

かけ金をおさめるのをサボつて放つておいて二年たつとかけ金はまつたくおさめられなくなります。

そうなると、かけ金をしてこその年金ですから、あとあとになつて年金がうけられない、という事がおこつてきます。

サボつていると福祉年金もうけられない

かけ金をサボつていると、年金がうけられなくなるといいましたが、それは福祉年金についてもいえます。

つまり、かけ金をうけるための一定の期間を満たすことができない人は、福祉年金をうけるということになりますが、この福祉年金をうけるためには加入期間が、全部かけ金期間か、免除期間でうまつていないとうけられません。

ですから、一カ月でもサボり期間があると、福祉年金もうけられません。

年金をうける権利ができたらすぐ請求を

請求しないで、五年たつと時効になりますから、じゆうぶんご注意ください。

ことしはカゼの流行期

寒さとともに、冬の伝染病の発生が多くなります。

その一つの感冒には、普通の感冒と流行性感冒（インフルエンザ）とがあり、一口にかぜと言つてもビールスによるもの、細菌によるものなど原因はいろいろあります。

このうち大部分がビールスによるもので、カゼの代表がインフルエンザであるといわれています。

ことしは、このインフルエンザが流行のきざしにあります。ことしのインフルエンザは、おとなの場合、発熱、頭痛、食欲不振、筋肉や関節の痛みなど、全身症状がひどいのが特徴です。

インフルエンザの予防ワクチン注射は、かならず受けておきたいものです。

○自分のリズムに合つた、規則正しい活動と、休養のバランスのとれた生活をする。

△かぜの予防

○ふだんから、寒さになれておくこと。

○外出からかえつたら、うがいを忘れないようにする

○悪感がしたり、くしやみや、鼻汁がでるようだつたら、たとえ熱がなくてもかぜを予想して、あたたかく安静を保ち、軽いうちになおすようにしましょう。

よく考えて生む

これが家族計画

家族計画とは、子どもを生まないことではありません。

よく考えて生むことです。

そして生まれた子どもを、りつぱに育て、親も子もしあわせな家庭生活を送ることです

子どもは、家庭に明るいしあわせをもつてきてくれます

人づくりの基礎は、まず、よい子どもを生むことです。

このための第一歩、それが家族計画です。家族計画は、おかあさんひとりの問題ではありません。これからは家族全体のことなのです。

成人式来春も一月

服装は華美をさけよう

近年、成人式出席者の服装がますます華美になる傾向があり、各方面でとかくの論議をよんでおります。

成人式の期日を夏季に変更してはどうか、という声や、これとは正反対の声もあります。

町では、十一月一日に成人該当者の一部（抽出）と婦人会長さんとの座談会を開催して、服装の問題やそれと関連した期日等について意見交換の機会をもちました。

その後、座談会の際の意見等をじゆうぶん考慮しながら関係者間で協議した結果、成人式はいままでどおり一月十五日に、甘楽町中央公民館で開催することに決定しました。

当日は、いたずらに服装等で華美をきそうようなことをせず、成人式典の本来の意義をじゆうぶん考え、真の意味で生涯の記念日としたいものです。

なお、今回の成人該当者は昭和十九年一月十六日から翌年の四月一日の間に誕生した者で、甘楽町在住者です。

成人該当者は、十二月の本紙上に掲載します。

稔ちゃん

優良ベビーで表彰

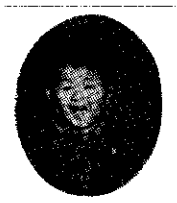

県の赤ちゃんコンクールに甘楽町代表として、大字小幡浅香稔（芳松さんの長男）ちゃんが出場し、10月28日県表彰を受けました。

稔ちゃんは昭和38年6月19日生まれ、発育状態は体重11キログラム、身長78.5センチメートルで、いずれも標準をおおきくうわまる発育です。

県のコンクールで表彰された赤ちゃんは、当町では3人めです。